

いじめ防止基本方針

令和8年4月改正

はじめに

ここに定める「札幌市立上篠路中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ防止等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こり得る」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることができることを願い、「上篠路中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2) いじめとは

「上篠路中学校の生徒が、本校に在籍している等と一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3) いじめの特質とは

- ①いじめは、目に見えにくいもの
- ②いじめは、人に相談しにくいもの
- ③いじめは、いつでもどこでも、誰にでも起こり得るもの
- ④いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
- ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
- ⑥いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの

4) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ①冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 【言葉】
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる 【仲間外し】
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 【軽度暴力】
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 【暴力】
- ⑤金品をたかられる 【恐喝】
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 【悪戯】 【盗難】 【損壊】
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 【脅迫】 【侮辱】 【強要】
- ⑧パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 【誹謗中傷】 【名誉棄損】
- ⑨その他 【個人情報漏えい】

5) いじめに対する本校の構え

【本校の5つの構え】

- ①「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」が大原則である
- ②「いじめ」の訴えには、「いじめがあった」という前提で早期対応する。
※いじめであったかどうかの最終的な判断は、解決後に改めて検証する。
- ③生徒の訴えや保護者の相談に真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応する。
- ④悪いのはいじめられる側であり、いじめられる側ではないのは明らかであり、いじめの指導といじめられた側の気持ちへの寄り添いが基本である。
- ⑤一部の教職員の問題とせず、学校全体・組織的に対応するものである。

2 いじめを未然に防止するために

1) 生徒に対して

- ①一人一人が自分の居場所を見つけ、安心して学校生活をおくることができる学級・学年経営
集団の中で一人一人が役割を担い、自己肯定感や自己有用感を感じ取る経験を積ませることや、温かい人間関係の中で互いを認め合うことのできる集団作りの取組を行う。
- ②「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成
日常生活への規範意識の高さと同様に、いじめの問題にも目を向けさせる。「いじめは絶対に許されない行為である」こと「卑怯で恥ずべき行為」であることを認識させることが必要である。
- ③「わかる授業づくり」、学習の基礎基本の定着
一人一人の生徒が授業を通して、達成感や成就感を味わうことにより、生活が安定し、同時に心の安定にもつながると考える。
- ④「生命」や「人権」を大切にす指導
道徳教育の充実を図るとともに学校教育活動全体を通じて、「自分が大切にされている」と実感できる道徳教育を推進する。
- ⑤「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成
ネットトラブルからいじめに発展する事案が発生していることから、生徒のみならず、保護者にもネットモラルや情報モラルについて情報を発信する。また、積極的に外部の人材（民間会社の講師など）を活用する。
- ⑥教師と生徒の密なコミュニケーション
日頃から生徒の様子を観察し、対話を重視することで、小さな変容を捉える努力を怠らない。また、教育相談等も含め、常に共感的な姿勢で臨む。
- ⑦「生徒自治」の活動を通して
生徒たちが生徒会活動などを通して、より良い人間関係を、学校生活を自ら作り上げていく取り組みを行うことができるよう教職員が支援する。

2) 学校全体として

いじめを、しない・させない・見逃さない・許さない

という基本方針で毅然と対応する。

- ①いじめに取り組む姿勢の明確化と公表
 - ・全職員で方針の共通理解
 - ・年度初めの全校集会にて、学校の方針を生徒と共有する。
 - ・年度初めの保護者集会にて、学校の方針を保護者と共有する。
 - ・小学校の取組を把握した上で、つながりを大切にした発信の工夫をする。
 - ・「いじめに対して学校はどう取り組むのか」という方針の明確化と、学校ホームページでの発信
 - ・情報が確実に把握できる体制の整備
- ②全職員の危機意識の向上
 - ・アンテナを高く張り、いじめの芽、いじめを察知、発見できる職員
 - ・高い人権感覚を身に付けた職員
 - ・ゲートキーパーとしての素養の向上
 - ・校内研修を通して、子ども理解に対する知識の更新を図る
- ③気になることを見逃さず、お互いに伝えあう職員集団

- ・日常的な情報交流（コミュニケーション）
- ・担任のみならず、学年を中心に複数職員での把握、指導
- ・気になることへの迅速な情報共有

3) 保護者・地域に対して

- ①必要に応じ、いじめについての情報を提供することで複数の大人による見守りの実施
- ②情報交流や意見交流の場を設けることによる連携の強化
- ③いじめに関する電話相談窓口の周知
 - いじめ電話相談（少年相談室） 0120-127-830
 - 全国統一の教育相談ダイヤル 0570-078-310（ナビダイヤル）
 - いのちの電話 011-231-4343 0570-783-556（ナビダイヤル）
 - 子どもアシストセンター 0120-66-3783（子ども専用電話）

3 いじめを早期発見するために

1) 校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】

- ・小さいいじめのサインを見逃さないための情報交流
授業での様子、移動教室の様子、ホールでの様子、生徒同士の会話から聞こえてくる情報にアンテナを張る。
- ・心と体の健康観察アプリ「シャボテンログ」を活用（登校後クロームブックで実施）し、担任、学年、係教師でチェックし、必要に応じて相談などの機会をもつ。
- ・スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）、相談支援パートナー、学びのサポーター、特別支援教育巡回指導員との協力体制
- ・全職員（事務職員や用務員も含め）での情報把握（休み時間の様子）

2) 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

- ・休み時間毎の教室前巡回
- ・生徒との適切な距離感と学年団内の役割分担
- ・生徒一人一人とのふれあい
- ・誰かに（教職員他）つながる人間関係

3) アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携【心の状態を把握する手段】

- ・年間を通して計画的・継続的にアンケート調査の実施と分析
（年間2回の教育相談前に実施予定）
- ・市教委からの「いじめアンケート」と本校独自の「いじめアンケート」の実施と分析
- ・教育相談週間を設置し、生徒一人一人と個別の面談の実施
- ・保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼の実施

4 いじめ発見後の早期対応について

※全体を見通した、解決に向けたスピード感のある対応
 ※確実な事実確認、適切な指導、丁寧な保護者対応、自立を促すアフターフォローの実施
 ※関係機関も含め、組織で対応する

1) 情報のキャッチ

- ・5W「いつ・どこで・だれが・何を・なぜ」1H（どのように）が時系列になるように、複数の教員で同時に確認する。
- ・双方から話を聴くときは慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ、矛盾がないか整理する。

2) 指導部・管理職への報告

- ・どんなケースも事故報告書にあげ、緊急事態の意識をもち、報告・連絡・相談を行う。
- ・2方向以上（管理職、指導部、学年など）の報告を確実にを行う。
- ・情報提供者への配慮。

3) 対応体制の確立

- ・校長（教頭・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。
- ・事実関係把握までの手順・役割分担・内容・分析までを明確にする。
- ・SC勤務日の朝にSCとの情報共有会議を行う。（週1回）

4) 確実な事実関係の把握

- ・聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認する。
- ・被害者、加害者、関係者（傍観・観衆者）を個別に同時進行で事実聴取を行う。
- ・聞き取り中は、随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし、全体像を把握する。

5) 対応方針の決定

- ・いじめ防止等対策会議を開き方針を決める。
- ・被害者の安全や保護を最優先にし、その後の学校生活を保障する。
- ・目指すべき方向性をはっきりさせ、具体的な見通しを教職員の中で共有する。
- ・いつ、だれが、どのような対応をするのかを決定。全教職員に周知し、迅速に対応する。

6) 確かな初動対応

- ・情報が本人、保護者からの提供の場合やケガ、破損などではっきりしている場合、即日対応する。
- ・即日、保護者に学校の動きと方向性を確実に伝達。可能な限り家庭訪問を実施する。（主任・担任）

7) 被害者とその保護者に対して

- ・最も信頼関係のある教職員が対応する。
- ・「最後まで絶対に守る」という被害者や保護者への意思表示を行う。
- ・被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提案する。
- ・心のケアや登下校、休み時間などの見守りを継続して行う。
- ・解決後、保護者に経過等を定期的に報告する。（アフターケア）
- ・対応後 いじめ解消の目安である 3か月を目安に教職員による見守りを行う。この間被害生徒、保護者と面談等を通じて心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。

8) 加害者とその保護者に対して

いじめを行った動機や気持ちに目を向けさせ、信頼関係をつくり、加害者の今後の生活について前向きに取り組ませる。

- ・行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭する。
- ・被害者と認識の違いがあることをふまえて対応する。
- ・加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、ストレスを軽減させる。
- ・保護者には事実を伝え、協力関係を構築する。
- ・相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を熟考させる。
- ・解決後もしくは保護者に経過の定期的な報告を行う。

9) 観衆・傍観者に対して

いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導

- ・いじめは、観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導する。

- ・教育活動全体を通して、思いやりの心や正義感を育成する。

10) PTAや保護者・地域との連携

信頼関係を構築し、協力・連携し温かい目で見守る意識を共有する

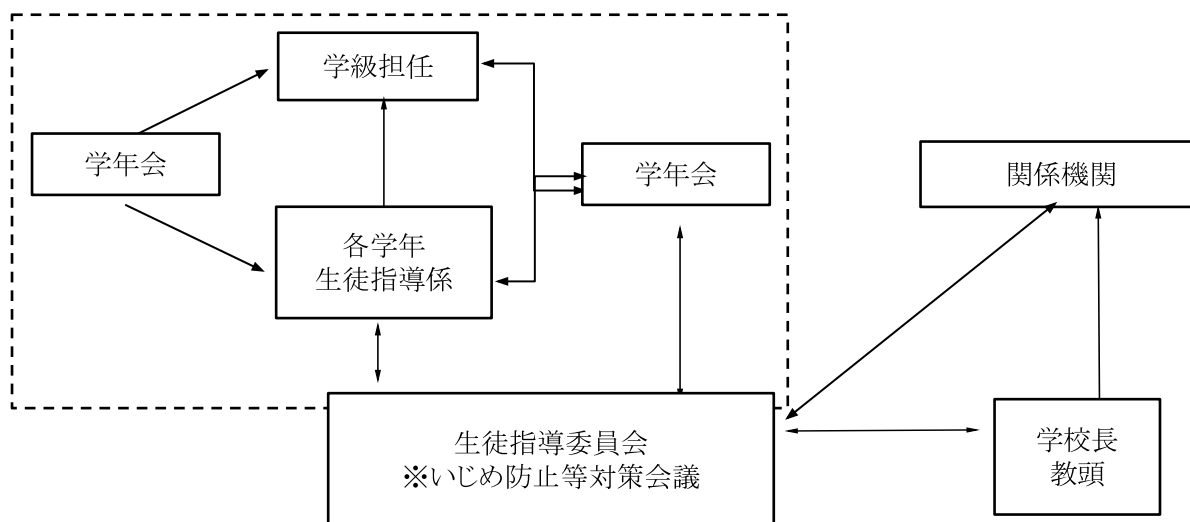
- ・家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携を強化する。
- ・情報交流、意見交流の場を設け、一層の連携を強化する。

11) 警察との連携について

- ・生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

5 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策会議）

- ・生徒指導委員会をいじめ防止等の対策の組織とする。
- ・月に1回開催。即対応が必要な場合は即時開催する。
- ・いじめ防止等対策会議のメンバーは、教頭、指導部長、教務部長、各学年主任、学びの支援コーディネーター、養護教諭、SC、SSW、その他関係職員とする。ただし、対応時に全員がそろわない場合は出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- ・いじめ防止等対策会議で話し合った内容は会議録を作成する。
- ・いじめ防止等の対策のための連携図



6 重大事態への対処概要

- ・重大事態が発生した場合は事実確認を行い、その結果を教育委員会に報告し、指示に基づき具体的な措置を進める。
- ・重大事態か否かは法や国の基本方針を参考に、関係機関からの援助を受けて判断する。

- 1 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
具体的には次のようなケースなどが想定される
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 2 相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする